

JASE

現代性教育 研究ジャーナル

MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2021 年

No. 127

2021年10月15日(毎月15日)発行

日本性教育協会

THE JAPANESE
ASSOCIATION
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL https://www.jase.faje.or.jp 発行人 石川哲也 編集人 中山博邦
© JASE. 2021 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

LGBTQと国際社会……………1	多様な性のゆくえ④……………13
The 12th International Convention of Asia	性教育・性科学 世界の今②……………14
Scholars京都大会(オンライン)を終えて……………7	今月のブックガイド……………15
第12回世界性の健康デー東京大会・報告……………10	JASEインフォメーション……………16
いつきの“ヒューマン・ピーニング”⑦……………12	

LGBTQ と国際社会

青山学院大学教授 谷口 洋幸

はじめに

2011 年、国連は LGBTQ に関する人権問題への取り組みを本格化させる決議を採択した。「性的指向・性自認 (Sexual Orientation and Gender Identity : SOGI) と人権」(以下、SOGI 決議) と題する国連人権理事会の決議である。決議から 10 年。国連人権高等弁務官事務所を中心に、世界各国で起きている LGBTQ に対する差別や暴力の撤廃に向けた取り組みが続けられている。

本稿では国連の取り組みを中心として、SOGI 決議以後の重要な動きを概観した上で、国際社会に共通する 4 つの課題に焦点をあてて検討する⁽¹⁾。

国連の取り組み

(1) 国連人権理事会 SOGI 決議

国際社会における LGBTQ に関する議論は、ここ

10 年の間に急速な拡大をみせている。出発点となったのが冒頭に指摘した SOGI 決議である。差別や暴力の現状に「重大な懸念 (grave concern)」を示した SOGI 決議は、各種人権条約の履行監視システムの中核にある条約機関のもとで地道に続けられてきた議論や国やテーマごとに国連が任命する人権専門家 (特別報告者) らの活動に基礎をおいている。同種の決議案の採択が 2005 年に失敗していたこともあり、2011 年の SOGI 決議はまさに時代の転換点として位置づけられる。

SOGI 決議では、LGBTQ という主体概念は用いられていない。LGBTQ が英語圏の概念であることから想像できるように、多様な性のあり方を生きる人々の呼称は、国や地域、文化、歴史によって無数に存在する。このため、国際社会が最低限保障すべき基準としての国際人権法の議論では、対象となる主体を一律に言語化することは困難である。そこで、何を理由に差別や暴力をうけているのかに着目し、用いられるようになったのが SOGI である。SOGI に性別表現 (gender expression) や性的特徴 (sex characteris-

tics)を加えてSOGIEやSOGIESCなどの表現も用いられている。

2015年に採択された12の国際機関の共同声明も、タイトルにLGBTIを用いつつ、「別の表現で自身を名乗っている人々を含め、実際のまたは認識された性的指向、性自認、性的特徴を理由とする暴力や差別に直面するすべての人を含むものと解されなければならない」との脚注を付した。国連社会の取り組みの出発点がLGBTQ決議ではなく、SOGI決議だったことには、このような背景がある。

(2) 5つの義務

2012年に国連人権高等弁務官事務所が刊行した『Born Free and Equal』は、過去約20年の国連の取り組みを振り返りながら、SOGIに関連して国に課せられている5つの義務を定式化した⁽²⁾。

1つめは「暴力からの保護」である。SOGIをヘイト・クライム規制に盛り込むことや、暴力事件の的確な記録と報告、効果的な捜査と起訴、被害者の確実な救済が図られなければならない。ここにはSOGIにもとづく迫害から逃れてきた難民の保護も含まれる。2つめは「拷問等の防止」である。公権力による不適切な処遇の捜査と処分、法執行官への適切な研修の実施や拘禁施設の実効的な監視システムの導入が含まれる。3つめは「刑事罰の撤廃」である。SOGIのみを理由に逮捕や拘禁をしてはならず、性的指向等の判定のための身体検査なども禁止すべきとされる。4つめは「差別の禁止」である。包括的差別禁止法にSOGIを明記し、雇用や保健医療など基本的なサービスへの差別なきアクセスを確保し、LGBTIの人々に対する差別やスティグマを防止する教育・訓練を提供しなければならない。そして5つめは「表現・集会・結社の自由の保障」である。これらの権利の制限が差別的であってはならず、私人による暴力や脅迫による権利行使の妨害からも保護することが求められている。

『Born Free and Equal』は、その内容だけでなく、タイトルにも重要な意味がある。これが世界人権宣言1条の「すべての人間は、生まれながらにして自由(born free)であり…かつ平等(equal)である」に由来することは明らかである。宣言は第二次世界大戦における野蛮行為(barbarous act)の反省のもとに採択された(前文)。その代表格がナチス政権下のド

イツにおけるホロコーストである。強制収容の対象カテゴリーのひとつが「同性愛(homosexualität)」であった歴史を想起すれば、本来、LGBTQに関する問題は、宣言直後から扱われていてもよかつたはずである。しかしながら、国連人権理事会が「重大な懸念」を寄せるまでに60年以上の月日を要してしまった。『Born Free and Equal』というタイトルは、SOGIが戦後の国際社会に固有のテーマであることの「発見」を表現したものといえる。

(3) IE-SOGI報告書

2016年、国連人権理事会は「性的指向・性自認にもとづく暴力と差別からの保護に関する独立専門家」(以下、IE-SOGI)のポストを設置した。IE-SOGIに与えられた主な任務は、①国際人権文書の履行状況の把握、②関連する問題の意識啓発と解決、③国家などの利害関係者との協働・助言・協力、④複合性・交差性・増長性への取り組み、⑤国際協力および各国の取り組みへの支援である。

IE-SOGIは国連総会と国連人権理事会に毎年1本ずつ報告書を提出している。それぞれの報告書では、2017年に示された6つの土台(非犯罪化、反差別措置、性自認の法的承認、スティグマの除去、社会文化的包摂、教育と共感)をもとに、時事問題を踏まえながら、それぞれの現状と課題が検討され、各国の取り組むべき内容が具体的に示されている。

このように、2011年のSOGI決議を契機として、国連は基本的な理念形成の段階を経て、現在は具体的な法政策を実現していく段階にある。

ソドミー処罰規定

(1) 世界の現状

ソドミー処罰規定とは、主に(男性の)同性間の性行為を処罰対象とする刑事法上の条文を指す。国際社会のLGBTQの人権問題への関心は、この規定の人権侵害性をめぐる議論が端緒となった。

国際NGOであるILGA(The International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association、国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランス・インターセックス協会)の調査によると、2020年12

月現在、ソドミー処罰規定は68カ国で現存しており、その多くはイスラーム圏の諸国である。量刑は死刑11カ国、10年以上の懲役27カ国、8年以下の懲役30カ国となっている。もっとも、これをイスラーム圏に特有の問題と捉えることは的確ではない。生殖に関係しない事柄のひとつとして同性間の性行為を規制する考え方は、おもに宗教教義にその淵源がある。イギリスでは1980年代、オーストラリアは1990年代、そしてアメリカでは2000年代初頭までソドミー処罰規定は有効な法律として存在していた。現存するソドミー処罰規定の多くが、植民地支配の過程でイギリスから世界に「輸出」された歴史も忘れてはならない。

ソドミー処罰規定は性行為への刑事罰という直接的な問題にとどまらない。犯罪という位置づけは行為そのものを超えて、その行為にかかわる可能性のある人やそのように認識されうる人を犯罪者あるいは犯罪者予備群として社会的に烙印づけをする。特に同性愛に関する否定的な感情や漠然とした恐怖感（いわゆる同性愛嫌悪：homophobia）があるところで国が犯罪と位置づけることは、その感覚にお墨付きを与えることとなる。そしてその意識は維持・強化され、さらなる暴力や殺害を含む迫害につながっていく。国連難民高等弁務官事務所が2000年代初頭からLGBTQを条約難民と位置づけてきた背景には、この現状認識がある。

（2）私生活の尊重、性的指向差別

ソドミー処罰規定は「私生活の尊重をうける権利」の侵害にあたるとの解釈が国際的に確立している。ヨーロッパ人権裁判所は、1981年のダジャン対イギリス事件において、北アイルランドのソドミー処罰規定が「私生活の尊重をうける権利」を侵害していると判断した。後の事件では、ソドミー処罰規定が検察の不訴追方針等により現実的には死文化していても、刑事処罰規定の存在それ自体が社会的烙印づけに繋がり、「私生活の尊重をうける権利」を侵害することも認定している。1994年には自由権規約の履行監視機関である自由権規約委員会も、トゥーネン対オーストラリア事件において、タスマニア州のソドミー処罰規定が「私生活の尊重をうける権利」の侵害にあたるとを認定した。

ソドミー処罰規定の維持を正当化するために、国は

「道徳の保護」や「他者の権利保護」を援用することが多い。しかし、これらの正当化事由そのものが同性愛嫌悪にもとづいており、刑事規制という国の強大な権力行使による権利の制約を正当化しうるものではないと判断されてきた。

日本にソドミー処罰規定は現存しない。むしろ、宗教的禁忌も薄く、明治時代以前には男性間の性関係が文化や習俗として受け入れられていたこともよく知られている。しかし、そのことは、日本に同性間の性的関係に否定的ないし嫌悪的な社会風土がないことを意味しない。LGBTQが経験するいじめ被害率や希死念慮率、自死未遂経験率の高い数値が、その何よりの証左である。「道徳の保護」や「他者の権利保護」は、日本でもよく援用されるLGBTQの権利制約の正当化事由である。特に「他者の権利保護」が、同性愛嫌悪を覆い隠す方便として用いられがちな点には、十分な注意が必要である。

性別記載の変更

（1）世界の現状

出生時に割り当てられた性別と異なる性自認をもって生きている人々の性別記載の変更は、1970年代から北欧諸国を中心に制度化されはじめ、今日では80カ国以上が法律や判例によりこれを可能としている。日本でも2003年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（以下、性同一性障害者特例法）」が制定された。立法過程では諸外国の法政策が参照され、「現に子がないこと」以外の性別変更要件は、当時多くの国の法制度に共通して存在してきた変更要件がそのまま導入されるかたちとなった。

しかし、変更要件のほとんどは、今日、その人権侵害性が指摘されている。たとえば、世界保健機関（WHO）を含む7つの国際機関は、性別変更の要件として生殖能力の剥奪を要件とすることは「強制・強要された、または非自発的な断種（sterilization）」であり、人権侵害にあたるとの見解を示している。また、国際疾病分類（ICD）の改訂により「性同一性障害」は「精神および行動の障害」からカテゴリーとして削除され、2022年から適用される第11版では、「性の健康に関する状態」の中で「性別不合（Gender

Incongruence)」として再構成される。これは単純な名称の変更ではなく、医学上の位置づけに関するパラダイム・シフトである。「性同一性障害」のもとで制定された日本の性同一性障害者特例法は、2条の定義づけも含めて、その根幹の変更を迫られている。

(2) 積極的義務、尊厳としての性自認

性別記載の変更についても、ソドミー処罰規定と同じく「私生活の尊重をうける権利」の文脈で議論されてきた。2002年、ヨーロッパ人権裁判所はグッドウィン対イギリス事件判決において、出生登録簿上の性別記載変更を認めないことは、「私生活の尊重をうける権利」の侵害にあたるとの判断を下した。各国に法整備を含めた積極的義務があることを認めたものである。2017年にはフランスが性別変更のために生殖能力の喪失を含む身体の変更を求めていることについて、これも私生活の尊重をうける権利の侵害にあたる判断をした。

IE-SOGIは2018年の報告書において、性別変更の要件としての、(1) 強制・強要された、または非自発的な断種、(2) 手術やホルモン療法など性別移行に関連する医療処置、(3) 医学的診断、心理学的鑑定、その他の医学的・心理社会的処置や療法、(4) 経済的地位、健康、婚姻、家族あるいは親としての地位に関連する要件、(5) 第三者による見解は、すべて撤廃する方向で検討すべきことを国連加盟国に勧告している。性同一性障害特例法3条の1項1号以外はすべて廃止の方向で検討することが、今日の国際人権基準が要請するところである。

性別の変更または性自認や性別表現にもとづくその人の生き方の法的処遇を考えると、「トランスジェンダーの権利をどこまで認めるべきか」という問いを立てられることがある。しかしながら、最初に確認すべきは、性自認や性別表現が法的に承認され、性別ごとにわけられた施設やサービスの利用も含めて、平穏な社会生活を営むことができ、法律上の性別との齟齬に困難や恐怖を感じずに生きられているシスジェンダーの現状である。人権の視点が問いかけるのは、シスジェンダーの性自認や性別表現のみが「人権」として偏在的に保障された既存の法制度のあり方そのものである。それは「人権」ではなくシスジェンダーの特権にすぎない。かつて人権が男性の権利であったことと

同じく、人権がシスジェンダーの権利である現状への問い直しこそが求められている。

SOGI 差別の禁止

(1) 世界の現状

前出のILGAの調査によれば、2020年10月現在、性的指向にもとづく差別の禁止を憲法上の規定として盛り込んでいる国が11カ国、包括的に差別を禁止する法律や条文の中に含めている国が57カ国、雇用・労働の法律に明記している国が81カ国ある。また、TGEU (Transgender Europe) の法制度比較プロジェクトによると、性自認にもとづく差別の禁止を明記する国も50カ国近くで何らかの法律に盛り込まれている。

憲法上の差別禁止規定に性的指向が含まれている例として、南アフリカ憲法がある。1996年に制定された南アフリカ憲法は、9条3項において、国が「人種、ジェンダー、性、妊娠、婚姻状況、民族的または社会的出身、皮膚の色、性的指向、年齢、障害、宗教、信仰、信念、文化、言語、出自のひとつまたは複数の理由による直接的または間接的な不当な差別的取り扱い」をしないことを規定する。かつてのアパルトヘイト (人種隔離政策) の反省などを踏まえ、性的指向をはじめ、多くの差別禁止事由が列挙されたものである。

(2) 差別禁止の法整備

2012年の『Born Free And Equal』は、1990年代以降の国際的な人権保障における議論を踏まえて、国の5つの義務のひとつに「差別の禁止」を明記した。具体的な義務履行の手段として、包括的差別禁止法や各種の国内法、さらには国内人権機関の任務の中にSOGI差別への取り組みを明記すること、SOGI差別を受けた人への適切な救済制度の構築、SOGI差別をなくしていくための意識啓発の強化などが求められている。

日本にはSOGIを明記した法律はおろか、人権保障の基礎的なインフラである包括的差別法も国内人権機関も存在しない。そもそもこの現状が人権条約により国に課せられている義務に違反していることは、条約

機関や国連機関から再三にわたり改善を求められてきた事柄である。この点、2014年に自由権規約委員会が日本の人権状況を審査した結果として、SOGI差別への取り組みを包括的差別禁止法の整備の文脈へと直接的に結びつけて改善勧告を発出したことが注目される。無差別・平等の原則は、直接差別や形式的差別を禁止するのみならず、間接差別や実質的差別の撤廃を義務付けており、今日では構造的差別や複合／交差差別への取り組みの強化も要請されている。SOGI差別に取り組むためには、単発の法制度だけでなく、より根本的なインフラの整備が不可欠なのである。

差別禁止の法整備に日本がかくも消極的な要因の一端は、人権の捉え方の問題性にあるとも考えられる。すなわち、人権という言葉が優しさや思いやりへと置き換えられ、人々の寛容な意識や態度こそ人権保障の本旨であるかのような認識が、社会全体のみならず公権力の側にさえ浸透していることの問題性である。もちろん、優しさや思いやりは大切であり、他者を理解する姿勢や取り組みは重要である。しかし、それは人権とイコールではない。また、人権を保障するための前提条件でもない。人権が公権力との関係において生成・展開されてきた歴史を考えれば、人権の第一義的義務が公権力に課せられていることは、常に念頭におかれるべきである。

「同性婚」の承認

(1) 世界の現状

婚姻や家族に関係する法制度のほとんどは、複婚制も含めて、男性と女性のパートナー関係を前提に構築されてきた。今日、同性間のパートナー関係について、国レベルで実施されてきた法政策は、主に3つの形式にまとめられる。

1つめは、婚姻していない異性間のパートナー関係に認められてきた法的保障を同性間のパートナー関係にも保障する形式である。事実婚に同性間のパートナー関係を含める解釈である。スウェーデンのサンボ法やフランスのコンキュビナージュ規定などがその代表例である。2つめは新しい制度の構築である。同性間のパートナー関係に婚姻とは異なる形での法的保護を付与する立法を行う形式であり、1989年にデンマー

クで施行された登録パートナーシップ制度や2001年のドイツの生活パートナー関係法、2006年のイギリスのシビル・パートナーシップ法などが代表例である。3つめの形式は、婚姻そのものを同性間のパートナー関係でも利用可能とするものである。新たな制度の構築ではなく、性別による婚姻の制限の撤廃である。2001年にオランダが先鞭をつけ、現在29の国と地域で同様の制度が選択されている。同性婚という新しい制度を構築したのではなく、むしろ、それ以前の婚姻に「異性婚」という性別による制限的な意味合いが遡って付与される状況である。

(2) 性的指向差別は禁止だが制度選択は国内裁量

SOGI差別の禁止は、前述のとおり、国連人権高等弁務官事務所がまとめたSOGIに関する取り組みにおける国の義務のひとつである。このため、少なくとも異性間の事実婚関係に認められている法的保障は、同じように生活している同性間のパートナー関係にも認められなければならない。自由権規約委員会は、2003年のヤング対オーストラリア事件において、遺族年金の受給に関する性的指向差別を認定した。2008年には日本に対しても公営住宅法やDV防止法に同性間のパートナー関係が含まれていないことを規約違反と指摘し、2013年には社会権規約委員会も同様の指摘を行っている。

では、新しい制度の構築や婚姻の性別による制限の撤廃は国際人権法上の義務といえるか。現時点では、「婚姻する権利」から国の具体的な義務は導き出せない、との解釈が優勢である。たとえば2002年、自由権規約委員会はジョスリンほか対ニュージーランド事件において、女性間のパートナー関係に婚姻証明書を発給しなかったことは「婚姻する権利」の侵害には当たらないとの判断を下した。婚姻する権利は、他の条文とは異なり、「男女」が主語であることと広い国内裁量が明記されていることが主な理由である。ヨーロッパ人権裁判所も2010年のシャルク・コップ対オーストラリア事件において、「婚姻する権利」を同様に解釈した。

なお、ヨーロッパ人権裁判所では、制度的保障の不在は「家庭生活の尊重をうける権利」の侵害にあたることで認定された事例もある。また、2017年にコスタリカの諮問をうけた米州人権裁判所は、「家庭生活

の尊重をうける権利」や「家族の保護」に関する性的指向差別の禁止の文脈から、婚姻の性別による制限の撤廃が米州人権条約上の義務であるとの解釈を示した。このように、何らかのかたちで「同性婚」を承認する国が増えるにつれ、国の裁量を狭く解釈していく傾向もみられる。

日本でも2021年3月、札幌地方裁判所がいわゆる同性婚訴訟の初の判決として、「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていること」が憲法14条違反にあたると判断して注目を集めた。この判断は国際的な人権保障の潮流とも符合する。各国は国際社会から要請される人権基準よりも手厚い保護をすることは何ら妨げられていない点に鑑みれば、裁判所が制度的保障のあり方をどこまで国の義務として認定するか、今後の関連する裁判が注目される。

おわりに

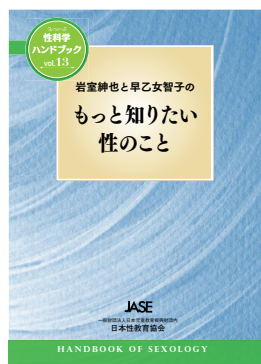
2021年、国会に提出予定だったLGBT理解増進法案が、「差別は許されない」という文言の追記に対す

る与党・自由民主党の反対により、提出そのものが見送られた。国際社会が30年近くにわたり慎重に議論を重ね、国連ではSOGIに関連する人権保障の具体化が議論されている最中の、そして2008年以降、複数の条約機関から日本がSOGIに関連する具体的な改善勧告を受けてきた中での、国会による応答である。

もっとも、その過程において、本稿で述べてきたような国際社会における議論は、あまり明確かつ的確に参照されていたとは言い難い。国際社会の議論は外圧ではない。その一部を構成している日本においても、国際的な人権保障の議論が有効に活用されることを願いたい。

【注】

- (1) 本稿は谷口洋幸「国際人権法とLGBTQ」『国際女性』35号(2021年)を加筆修正したものである。
- (2) 同文書の日本語訳として、国連人権高等弁務官事務所(山下梓訳)『みんなのためのLGBTI人権宣言：人は生まれながらにして自由で平等』合同出版(2016年)。



性科学ハンドブック Vol.13

好評発売中！

岩室紳也と早乙女智子の もっと知りたい性のこと

岩室紳也・早乙女智子著

◆A5判：138頁 頒価700円

『現代性教育研究ジャーナル』2014年4月号～2017年3月号に連載した「もっと知りたい女子の性／もっと知りたい男子の性」に、加筆・訂正して再構成したものです。

主な内容

- part 1 多様な性／「性」を科学する難しさ／女は女として生まれない／性別違和／ジェンダーバイアス・ジェンダーギャップ ほか
part 2 女性の性／膣VAGINAはくほみである／女子もします！ マスターベーション／人工妊娠中絶と女性の身体権 ほか
part 3 男性の性／「包茎」を科学する／男子はおちんちんで育つ／「男」は環境で育つ性／男性の性機能って何？ ほか

著者プロフィール

岩室 紳也／泌尿器科医。ヘルスプロモーション推進センター（オフィスいわむろ）代表。AIDS文化フォーラム in 横浜運営委員。
早乙女智子／産婦人科医。公益財団法人ルイ・バストゥール医学研究センター研究員、日本性科学会副理事長。セックスセラピスト。

既刊〈性科学ハンドブック〉

☆性科学ハンドブック Vol.11『思春期の性衝動～男の子の性を考える～』A5判・78頁 400円

☆性科学ハンドブック Vol.12『腐女子文化のセクシュアリティ』A5判・96頁 500円

※送料等は、ホームページを参照してください。

◆JASE ホームページ <https://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email info_jase@faje.or.jp

TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478



The 12th International Convention of Asia Scholars 京都大会(オンライン)を終えて

武蔵大学教授 林 雄亮

はじめに

International Convention of Asia Scholars (ICAS) とは、オランダのライデンを本拠地とする International Institute for Asian Studies (IIAS) の主導で 1997 年に設立された国際会議体である。国や地域を越えて世界中から個人や機関が集まり、アジアに関連するさまざまな問題について意見を交換するための催しとして、2 年に一度、大会が開催されている。本稿はこの第 12 回目の大会（2021 年 8 月 24～28 日）に、筆者が自身を含め 5 名からなる企画部会を設置し、研究成果報告を行った際のレポートである。

今回の大会レポートに入る前に、ICAS という国際学会について簡単に触れておきたい。個人的な話になるが、筆者が ICAS に参加するきっかけとなったのは、大学院生の頃のことである。隣の研究室のある先輩が「国際学会での報告はここがオススメだよ」というので、自分の研究室のメンバーを誘って企画部会を申し込んだのが始まりで、それは 2009 年の韓国デジョン市における第 6 回大会のことだった。ソウルからデジョンのコンベンションセンターに KTX とタクシーで移動し、部会会場に入ると聴衆はゼロ。時間になってもお客さんは誰も来ず、ただ時間が流れていった。しかしその後数名が集まり発表がスタートし、少人数だったこともあり大学のゼミのような雰囲気での発表と議論ができ、結果的に良い経験になったことを覚えている。

ICAS はその成り立ちやその名のとおり、「アジアに関する研究であれば何でも来い」という懐の深い組織なので、その範疇は社会科学、人文科学に限らず、アートや環境なども含む。そのため、さまざまなバックグラウンドや専門を持つ人々との交流が可能である一方、専門的な議論の機会というのは少ないかもしれない。

全面オンライン開催に

筆者は普段から、国際会議での研究成果報告を意識的に行うようにしているが、専門分野がある程度限られた国際会議での報告をメインとしながらも、ICAS のような他流試合ができる場にも面白さを感じている。ICAS に限っても、これまで 2009 年の第 6 回デジョン（韓国）大会、2013 年の第 8 回マカオ（中国）大会、2017 年の第 10 回チェンマイ（タイ）大会、2019 年の第 11 回ライデン（オランダ）大会に報告者として参加してきた。そして今回、自身 5 度目の ICAS は自国開催（京都には何の縁もゆかりもないが）ということで、満を辞して企画部会を立ち上げ、真夏の京都を満喫しつつ、楽しく部会をオーガナイズするはずだった。

しかし残念なことに、日本国内および世界中での新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今年 4 月にはハイブリッド開催（現地参加とオンライン参加の併用）がアナウンスされた。筆者らもその時はまだ現地参加を予定していたが、その後すぐに全面オンライン開催への移行が宣言され、結果として京都での開催は夢となってしまった。

対面での学会開催とオンラインでの開催とでは、主催者側に提出する資料も大きく異なる。通常の対面開催であれば、事前に送っているアブストラクトに基づいた報告を当日行うのが一般的だが、今回の ICAS では次のような流れであった。すなわち、提出したアブストラクトに沿った内容の約 15 分の報告動画を事前にアップロードし、部会当日は Zoom 上でそれを短縮した 5 分の報告を実施、残りの時間を質疑・応答にあてるというものである。正直なところ、面倒な手続きが多く、その割にはややコスパの悪い運営だったが、初のオンライン開催ということもあり、仕方ないとしか言いようがない。

日本の青少年の性行動と性教育

さて、そろそろ本題に入ろう。今回、筆者が企画した部会は、「日本の青少年の性行動と性教育」というタイトルである（実際にはタイトルも含めすべて英語だが、ここでは日本語訳で記述する）。部会の冒頭では、筆者から、青少年の性行動全国調査の概要とその主要な結果を示し、今回の部会の趣旨について報告した。続いて以下の4報告が収められている。石川由香里氏（活水女子大学教授）による「性教育、性行動、ジェンダー規範の関連」、土田陽子氏（帝塚山学院大学教授）による「日本における性教育の実態と包括的性教育の必要性」、苫米地なつ帆氏（大阪経済大学講師）による「日本の青少年の性行動と家庭環境」、俣野美咲氏（東京大学助教）による「日本の青少年における初交経験の質」である。

筆者を含めここに名を連ねた全員が、青少年の性行動全国調査プロジェクトのメンバーであり、2017年に実施された第8回調査の分析結果を主に利用し、報告するに至った。

性教育、性行動、ジェンダー規範の関連



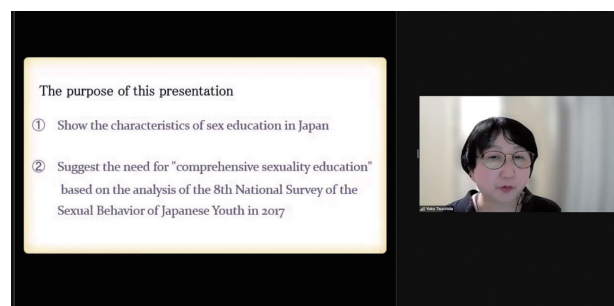
第1報告（石川氏）では、はじめに1990年代以降の日本における性教育の流れを振り返り、ジェンダー平等や性的多様性への配慮が強調されるようになった近年の状況を説明した。引き続き、青少年の性行動全国調査の結果から、ジェンダー平等についての学習と若者の性行動との関連性についての分析を示した。

1つ目として、学校における性教育の内容のうち、ジェンダー平等についての学習の記憶だけが性交経験率を押下げる効果を持っていた。2つ目に、男女平等についての学習の有無と性規範との関係はリベラルな方向に関連していることを示した。3つ目に、性役割規範と実際の性的場面における行動との関連を調べ

たところ、男女平等について学習者において、初めての性交の際に男性から誘い掛けたとする割合が低く、これは特に男子に顕著であった。

以上のことから男女平等についての学習が、早すぎる性交経験をおしとどめ、また相手の同意を大切にする姿勢につながる効果を持つことへの期待を示した。

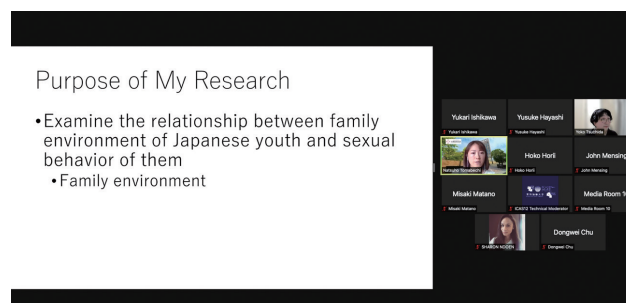
日本における性教育の実態と包括的性教育の必要性



第2報告（土田氏）では、日本の性教育の特徴として、(1) 性教育にかかる時間が少ないこと、(2) 性教育にかかる時間の学校差が大きいこと、(3) 日本の学習指導要領では「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の基準よりも遅い年齢で避妊や性感染症を教えるよう定められていること等を示した。

しかしながら、こうした日本の方針は青少年の性行動全国調査のデータ分析によると、若者たちの性行動の実態から乖離していること、また、性に関する学びは知識を伝えるだけでは不十分であり、知識を使いこなせるスキルや態度も身につけさせる「包括的性教育」が必要であることを指摘した。

日本の青少年の性行動と家庭環境



第3報告（苫米地氏）では、日本の青少年の性行動と彼らの家庭環境との間に関連がみられるかどうかについて検証した。

子どもの発達に対して家庭が重要な役割を担っているということはよく知られているが、日本の青少年について、特に性行動と家庭環境との間に関連がみられ

るかを計量的に解明する研究は依然として蓄積が少ない。そこで本報告では、第8回青少年の性行動全国調査を用いて(1)家族構成や家の間取り、(2)母親の就業状況、(3)親との会話の頻度、(4)家庭のイメージといった家族の状況や環境が、中学生～大学生のデート・キス・性交経験に影響しているかを分析した。

その結果、学校段階による違いや男女による違いがみられるものの、ひとり親世帯であること、年上のきょうだいがいること、自分専用の個室を持っていることによってデートやキス、性交を経験しやすいという関連がみとめられた。また、男子高校生については、母親が専業主婦であると性にかんする経験をしにくいという結果も得られた。親との会話頻度や家庭のイメージも性行動と関連しており、家族とのコミュニケーションの量が多いこと、家庭に対して楽しいというイメージを持っていることが性行動を抑制しうることも示された。

以上の結果から、青少年に対して家庭が重要な役割を果たすということを改めて強調した。

日本の青少年における初交経験の質



第4報告(俣野氏)では、日本の青少年がどのような初交を経験しているのかを明らかにすることを目的とした。従来の日本の青少年の性行動に関する先行研究は、デートやキス、性交などの主要な性行動の経験の有無や経験年齢に焦点を置いてきた。とくに、青少年の性行動の経験率が低下した2000年代以降は、「どのような青少年が、いつ性行動を経験しやすいのか」というテーマに学術的・社会的な関心が集中する傾向にある。

したがって、これまでの研究では「青少年がどのような性行動を経験しているのか」という経験の質に関する側面については十分に検討されてこなかった。しかし、青少年の間で性イメージの悪化や性行動経験率の低下が生じるなかで、性行動の経験の質がどのよう

に変化してきたかを明らかにすることは、経験の有無やタイミングの議論と同様に重要である。そこで本報告では、青少年の性行動全国調査の第5～8回調査のデータをもとに、高校生・大学生の初交の動機、初交をパートナーと自分のどちらから要求したか、初交経験の評価の変数を用いて分析をおこなった。

その結果、近年になるにつれて、パートナーへの愛情を初交の主な動機として回答する層が減少しており、最新の第8回調査では、とくに理由もなく初交に至る層や相手の強い要望に応える形で初交に至ったと回答する層が増加していた。これまでは、性行動を経験しない者が増加しているという結果に基づき、青少年の性行動の消極化が語られてきた。しかし、本報告の分析結果をふまえると、経験がある者の間でも性に対する消極化は生じていることが明らかになった。

それぞれの報告後には質疑の時間が設けられている。参加者が少数だったこともあり、質問が多数あったわけではなかったが、そのかわりに質問者との活発な議論が行われた。たとえば第2報告においては、包括的性教育の内容と日本の性教育の実態の大きな違いが、人権問題を主眼としているか否かという点にあることが議論され、報告者からその具体例について詳細に言及がなされた。第4報告においては、青少年の初交経験における受け身の体勢が近年になって目立つようになってきた背景が議論された。

最後に、司会である筆者を含めて、流暢に英語を話し、質疑応答もなんなくこなせるレベルではないものの、なんとか報告を乗り切り活発な議論も楽しめたことから、今回の企画部会はいへん有意義なものとなった。そして筆者はこのICASの雰囲気がどうもクセになっているようで、次期開催地は未定ながらもまた何らかの形で出席したいと考えている。これをお読みになっている皆さんもぜひ参加してみたいだろうか。

なお、今回のICASでの研究成果報告は、JSPS 科研費 JP19H01572「青少年の性行動・性意識の変化・メカニズムに関する総合的研究と性教育への展開」(研究代表者: 林雄亮)の助成を受けている。また本稿の執筆に当たっては、4名の報告者より改めて日本語の報告要旨を提供していただいた。ここに記して感謝申し上げます。

◎東京性教育研修セミナー 2021 / 第12回世界性の健康デー東京大会・報告

ネット時代の性の健康

9月5日（日曜日）第12回目となる「世界性の健康デー記念イベント 2021 東京大会」が開催された。本年は「sexual health in a digital world / ネット時代の性の健康」が世界共通テーマである。コロナ禍の本年も、昨年同様オンライン開催となった。プログラムは3部構成で、第1部がトークセッション1「インターネットと性の健康～安全とプレジャーを両立する～」、第2部が「性の健康に関する団体の活動報告」、第3部がトークセッション2「性教育へのICT活用 これからの可能性を探る」。

ここでは、視聴者の声を中心にイベントの様相を紹介する。

◆トークセッション1 インターネットと性の健康 ～安全とプレジャーを両立する～

「インターネットと性」というと、リスク管理やリテラシーといった話題にどうしても関心が行きがちであるが、もともとインターネットには人と人の繋がりを補足するという側面がある。触れ合うこと自体がリスクになり得るコロナ時代の今だからこそ、インターネットのポジティブな面を上手に活用して性の健康を楽しみたい。そのためにどうすればいいのか。

登壇者は、高橋暁子さん（成蹊大学客員教授／ITジャーナリスト）、OliviAさん（ラブライフアドバイザー）、染矢明日香さん（NPO法人ピルコン理事長）の3名、モデレーターは柳田正芳氏（性の健康イニシアティブ代表）がつとめた。3名の専門家のみなさんに、それぞれが日々活動している現場から見えてくる情報を紹介いただきながら、性の安全とプレジャーの両立について話し合っていた。

このトークセッションに対しては、次のような感想が寄せられた。（文責編集部）

- ★自分には思ってもいなかった情報をお伺いすることができ、非常に視野が広がりました。普段は、あまり接点のない話題で、でもだからこそ、お話が聞けて本当に新鮮な視野をいただきました。
- ★性の安全を守るためには、やはり個人はもちろん個人での安全が確保できない場合（子供やネットリテラシーを持っていない場合）、周りからの教育やあ



る程度の監視、制限を設けるべきであると再認識しました。

- ★セクシュアルプレジャーを見ないふりをしているかのような日本の性教育が残念で仕方ないと改めて感じた。先進的な国の具体例をもっと聞きたかった。
- ★世代年代によるネットのツールの選択と使い方の多様性、小学生への啓蒙と共にシニアへのネットリテラシーの教育も必要と感じました。またツール使用への啓蒙やツール経由の相談のケースのコミュニケーション／ダイアログ自体の能力向上も課題だと感じました。
- ★安全面に配慮しながらセルフプレジャーを満たすことはとても大切だと思いました。周りのことに気が向きがちですが、まずは自分を満たさないと周りに幸せを届けられません。
- ★インターネットのリスク面にばかり注目していましたが、確かに利点もあるということに目を向けることができました。オリビアさんのお話の中にクローズドなコミュニティでのセルフプレジャーのやりとりから、子供の性教育やパートナーシッ

プに関しての悩みが出てくるというくだり、とても興味深かったです。

- ★高橋さんの出会いにおいて、「安全に出会うことを心掛けてほしい」という言葉が印象的でした。出会いの可能性が自分の日常の行動範囲外に広がったことは、わくわくすることだと思います。自分の身の安全（心身、情報面）を確保した上で、そこからどう信頼関係を築いていくか。一人一人のリテラシーを育てるために、大人も子どもも学びが必要だと感じました。

◆トークセッション2

性教育への ICT 活用 これからの可能性を探る

「親は子どもにどうやって性教育すればいいの？」という相談が増えている。親から子どもに何を伝えるか、どう伝えるか。

家庭での親子間の性教育以外にも性教育やジェンダーに関する教育を行う場面は様々な存在する。具体的な場面で、何をどう考えてどんなふうに取り組めばいいのか悩みや課題を抱えている人たちは多い。その悩みや疑問、課題に ICT 活用で、何ができるか話し合っていた。

登壇者は、高安千穂さん（川崎市男女平等推進審議会 市民委員）、宮原由紀さん（性教育サイト命育代表）、宮崎豊久さん（インターネット・ポリシー・スペシャリスト）の3人の ICT 活用のスペシャリスト。モデレーターは、トークセッション1と同じく柳田正芳氏。3氏それぞれの立場からメインテーマに関する話題提供をしていただいた。

このトークセッションに対しては、次のような感想が寄せられた。（文責編集部）

- ★インターネットの活用は多様性を認めて初めて性教育に役立つのだと気づきました。
- ★これからの可能性を追求するためには、やはり今現在の実態を正確につかむことが重要だと改めて感じました。
- ★個人的な悩みに関わる性教育は SNS と相性がいいと思うので、日本の学校教育では今後も進展がないとしても、ICT を通して的確な情報が得られるのはありがたいと感じた。



- ★宮崎さんの大きい視点からの分析と、個々の様々な活動への応用・適用を考えながらお聞きしていました。答えなどありませんが、長く地道な、また状況に応じた柔軟なやり方が自分も含め必要だと感じました。

- ★ツールとして使いこなすには、と使い手側としても考えさせられた時間でした。今は VUCA の時代と呼ばれ、何が正解なのか誰にもわからないのが通常だと思います（だからみんな明確な答えを求めてしまう？）。高安さんが話されたように、エビデンスがあるものはそれを元に議論を深めていく、対話によってそこにある不安を乗り越えていく、自分で導き出した答えを今の自分の「正解にする」、ICT はこれらの作業を行うための材料集めや専門家に会おうツールなのかなと思います。

なお「性の健康に関する団体の活動報告」は、セックスミュージアム設立準備委員会と『あたらしいポルノ』プロジェクトの活動が、リモートで紹介された。

今年度の「世界性の健康デー東京大会」の有料配信は、事前申込みが82名。なお当日の視聴状況は最大に視聴者が多かった瞬間で65名。アーカイブ動画は、前半が1週間の間に94回再生、後半が1週間の間に85回再生された。

主催：世界性の健康デー東京大会実行委員会

協賛：日本性教育協会

後援：日本性科学会

一般社団法人性と健康を考える女性専門家の会

一般社団法人日本思春期学会

一般社団法人日本性機能学会

一般社団法人日本性感染症学会

いつきの“ヒューマン・ビーイング”

人権について考える ⑦

当事者の持つ刃

土肥いつき

京都の公立高校教員。24 時間一人パレード状態のトランス女性。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

「足を踏まれたものの痛みは足を踏んでいるものにはわからない」という言葉が、差別にかかわる文脈で使われることがあります。あるいは、もっと直接的に「わたしのしんどさが、あなたにわかるのか」という使われ方をすることもあります。たしかに差別する側の人間には被差別の立場にある人間の気持ちがわかるはずはありません。というよりも、これらの言葉は「わからない」ことが自明であるからこそ、あえて使われる言葉なんだと思います。そして「わからない」ことが自明の言葉を使うことは、「対話」を断絶することであると思います。

実は、わたしがこれらの言葉を直接言われた経験は、思いあたる限りではありません。しかしながら、「当事者」になる前は「差別する側の人間」として、いつ言われてもおかしくない思いながら生きてきました。そんなわたしが、ある日「当事者」になりました。その瞬間「こわい」と思いました。なぜなら、先の言葉を、わたしも使おうと思えば使えるようになったからです。

当事者というのは、ある種の絶対性を持つのではないかと思います。藤田敬一さんは、その絶対性は「資格」と「基準」にあるとされました。あることを差別と言う資格は当事者にあるとともに、それが差別と判断できる基準も当事者が持つということです。わたしはそのような絶対性のことを「刃」と表現しています。

刃を振るえば、当然人が切られます。しかし、切られた人は、刃を振った当事者に異議を唱えることはできません。なぜなら、その異議をも「差別」とみなすことは可能であり、しかもそれを判断する資格や基準は刃を振った当事者にあるからです。もちろん刃を振ることが必要な時はあります。それは例えば「時期尚早」とされた時です。そんな時、刃を振るうことは、当事者の痛みを顕在化させることにつながります。しかし、「時期尚早」ではなくなった時、それでもなお刃を振って人を切った時、切られた人は多くの場合「黙り込む」ことになってしまうのではないかと思います。もっとも、刃を喜んで受け入れる一部

の人もいます。それは、特に人権教育にかかわる人々です。なぜなら、切られることは、すなわち自らの差別性に気づかせてくれることでもあるからです。したがって、そうした人々の中には切られたことを感謝する人すら存在します。

ただ、わたしはこのような構図は歪な関係を生み出しかねないのではないかと思います。なぜなら、刃を振るうことを感謝されることは、刃を振るうことを肯定することだからです。さらに、そのような経験が続くことで刃を振るうことへの躊躇がなくなってしまうからです。そしてなにより、切られて喜ぶ人との間に共依存関係をつくりだす可能性があるのではないかと思うからです。

当事者になるということは、望むと望まざるとにかかわらず、そのような刃を持たされるということだと思います。そしてその刃は、関係の中で持たされるものなので、捨てようと思っても捨てられません。そう考えた時、わたしはその刃をいかに適切に使うかということを考えるようになりました。

切られて喜ぶ人は、実はすでに味方です。だから、味方は切らないと決めました。「黙り込む」人も実は味方です。なぜなら、刃の存在を知っているからです。ほんとうに大切なことは、圧倒的多数の「刃の存在を知らない人」「刃の存在に気づかない人」に刃の存在を伝えることだと思います。なぜなら、そのような人も刃の存在を知れば、切る必要がなくなるからです。もちろん、たまに「これは」と思うことはあります。そんな時は、刃をチラリと見せる、それだけでいい。味方であれば気づいてくれます。

もちろん、そうやって「使わない」と決めた刃も、先に述べたようにほんとうに振るわなければならないことがあります。それは例えば悪意に満ちた差別と出会った時です。そんな時は、切れ味鋭く刃を振るいたい。その時のためにも、刃は常に研ぎ続けなければならないとも思いました。

【参考文献】藤田敬一、1987、『同和はこわい考 地対協を批判する』阿吽社

多様な性
のゆくえ

One side/No side [54]

『人間として闘いたい』

2003年のSARS（重症急性呼吸器症候群）流行を懸念して延期となった第7回アジア・太平洋地域エイズ国際会議（ICAAP7=神戸会議）は、2年後の2005年7月1日夜、神戸市中央区のポートピアホールで開会式を迎えた。客席約1700のホールは満席となり、組織委の開会式担当だった私はほっとする思いだった。

式典は、尺八奏者としても有名なクラミジア感染症研究者の岸本寿男さん率いる特別編成バンドの演奏で幕を開けた。あの時、力強い和太鼓演奏で会議参加者を魅了した佐藤健作さんはなんと、この夏の東京オリンピック閉会式にも登場しているではないか。テレビ中継を見ていた私も「あ、佐藤さんだ」と16年前を懐かしく思い出した。

組織委員会から「予算はありませんよ」と釘を刺され、ミュージシャンはすべてノーギャラ。それでも楽器の輸送費など経費はかかる。窮余の策として、次の晩に大阪のサンケイホールで産経新聞主催のコンサートを開き、必要な経費を負担できるようにした。

涙ぐましい努力だったといまにして思う。開会式の司会者も無償で引き受けてくれる人を探さなければならない。こちらは「無理を承知でお願いできませんか」と、日本HIV陽性者ネットワークJaNP+の長谷川博史代表、ぶれいす東京の池上千寿子代表（肩書はいずれも当時）に恐る恐る打診した。英語と日本語を巧みに使い分け、2時間に及ぶ式典を円滑に進めることは至難の業だと思えたが、長谷川・池上コンビはそれをやすやすとこなしていく。舞台の袖に控えていた私は、ただただその手際に見とれるだけだった。

開会式のハイライトは、インドネシアのフリッカ・チア・イスカンダールさん、および司会者でもある長谷川さんの二人のHIV陽性者によるスピーチだった。

アジア太平洋地域では当時、HIV陽性者やエイズ研究者、セクシュアルマイノリティ、薬物使用者、セックスワーカーなど、エイズの流行と闘う7つのコミュニティ別ネットワーク組織が集まり、「7シスターズ」という連合体を構成していた。

「新聞に私の写真が掲載されたら、帰国したときに何が起こるのか心配です。これからの人生を人間として扱われずに過ごさなければならないかもしれません」

HIV陽性者組織APN+の一員であるフリッカが7シスターズを代表してマイクの前に立ち、その後ろには7シスターズのメンバー35人が登壇していた。

「私はここに立って、HIVに感染していることを明らかにし、偏見や差別にさらされるようになることを恐れています。それでも私はここにいます。なぜなのか。人間として闘いたいと思うからです」

壇上の35人には、おそらくHIV陽性の人も、陽性ではない人もいたはずだ。それでも、それぞれのコミュニティが抱える困難の中で「人間として闘いたい」という願いは共通していたと思う。

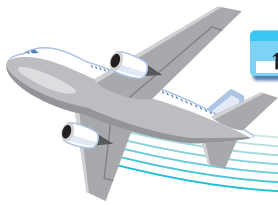
「もしも私たちが偏見や差別を避けて通ろうとするなら、それでどうやって偏見や差別と闘うことができるのでしょうか」

フリッカはスピーチの中でこう語っている。

続いて壇上に立ったヒロシ（長谷川さん）は「世界中が力を合わせてエイズと闘うには、いかなる理由があろうと、同じ病で倒れる者と生き残る者の格差があってはなりません。治療にアクセス出来る者と出来ない者のギャップを認めてはなりません。不合理な差別を放置することは許されません」と述べた。

普段の長谷川さんの軽快な話術からすると、やや硬く、直截すぎる表現にも聞こえたが、コロナに直面するいま、改めてその直截さが必要なのではないかと身につまされる思いもまたある。私はあの日、舞台の上のフリッカが終始、笑顔だったように思っていた。

だが、会議の公式カメラマンとして客席後方から望遠レンズを構えていた写真家の菊池修さんによると「壇上に立った時のフリッカの表情は思いつめたように厳しかった」という。フリッカは当時23歳。翌2006年にカナダのトロントで開かれた世界レベルの国際エイズ会議でも「エイズのニューフェイスである若いアジアの女性」として開会式の基調講演を行っている。



vol.2 ギリシャ共和国

柳田正芳（やなぎだ まさよし）

性の健康イニシアティブ 立ち上げ人 / 代表、日本性科学会
事務局長、WAS（性の健康世界学会）Youth Initiative 元メ
ンバー。性の健康に関する活動のあちこちに潜伏。

▶▶ ギリシャ・クレタ島発

教師の視点から取り組んだ世界性の健康デー

毎年9月4日は世界性の健康デー。性の健康世界学会（略称：WAS）が2010年から提唱している記念日です。普段見過ごしている「性の健康」について考えて推進する日とされています。東京では2010年の第1回から記念イベントを開催しており、第12回を迎えた今年2021年も、JASE協賛のもと、東京大会を成功裏に終了することができました。

世界性の健康デーは、東京以外でも世界中のWAS会員が自身の住んでいる都市で様々な趣向の記念イベントを開催しています。今年ギリシャで記念イベントを開催した非営利団体 AXEPT（アクセプト）の Margarita Gerouki（マルガリータ・ゲロウキ）さんにお話を聞きました。

地中海に浮かぶギリシャ最大の島・クレタ島で世界性の健康デーの取り組みを行ったのは非営利組織 AXEPT。「私たちは4人全員が教師です。4人のうち、私はセクシュアリティやジェンダーについて議論するのに必要な特別な教育を受けていますが、全員が何十年にもわたって子どもや家族と関わってきました」AXEPTは2019年から世界性の健康デーに関する取り組みをおこなっており、今年が3年目ということです。

クレタ島での取り組みでは、今年の世界共通テーマ「sexual health in a digital world」に関するメッセージが書かれたカード、しおり、ポスターを作成して学校や街の書店で配布したほか、同テーマに関する40分のウェビナーをYouTubeで公開したそうです。また、クレタ島の中心的な場所に大きなポスターを貼り、セルフィーを撮影して宣伝しようという呼びかけも行ったということでした。しおりやカード、ポスターといったビジュアル資料を用意した背景には、面白いものを作りたいという想いと、会話のきっかけを提供するものを作りたいという想いがあったといいます。「私たち AXEPT は教師なので、主に性教育や教育を通じた性の健康の推進に焦点を当てています。同時に、

教師として、多くの場合、人々（大人も子どもも）がセクシュアリティやセクシュアル・ヘルスの問題についてオープンに話し合うことがないことを知っていますので、会話のきっかけとなるものを提供したいと考えました」

こうした取り組みに触れた住民の方々からは非常に好意的な反応があったということです。「子どもたちも気に入ってくれましたし、先生方もデジタル社会における性の健康について話し合うための教材として機能するのではないかと考えてくれました」

また、クレタ島のあるレティムノ県知事の MARIA・リオニ氏、レティムノ市長のジョルジス・マリナキス氏、レティムノ市選出の国会議員のジャンニス・ケファロギアニス氏とアンドレアス・ザントス氏から、ビデオメッセージが届いたということです。ギリシャの教育大臣ニキ・ケラメウス氏は、世界性の健康デーのために Facebook に投稿してくれたそうですが、氏はどちらかというと保守的な組織の代表であるため、この動きには驚いたと、ゲロウキ氏も率直に語ってくれました。

知事や市長、国会議員や大臣までもが関心を寄せている理由をゲロウキ氏に尋ねたところ、今年（2021年）ギリシャで報告された性的虐待や暴力の件数が多かったこと、それがメディアの注目を集めたこと、多くの人々が体系的な性教育や性の健康推進の必要性をオープンに議論し始めたことなどが背景にあるそうで、首相でさえ「性教育は重要である」と公言しているそうです。性教育の機は熟していると、ゲロウキ氏は言います。

Sexual Health NAVI では、実際に配布されたしおりやカードの画像、ゲロウキ氏が教えてくださったギリシャの性教育の現在地、AXEPT が世界性の健康デーの取り組みを始めるきっかけともなった大事件についてなど盛りだくさんに紹介しています。ぜひご覧ください。

<https://sexualhealth.jp/archives/747>



BOOK GUIDE

今月のブックガイド

盗撮の実態を知る

最近、インターネットで盗撮の話題をよく目にする。盗撮をした人が逮捕されたというニュースばかりではなく、盗撮罪制定を求める署名の呼びかけや、ネット通販で簡単に買える小型（秘匿型）カメラの問題点を指摘する投稿など、さまざまな角度からの盗撮の話題である。

本書によると、盗撮の検挙件数は、2010年の1741件から2019年には3953件と2倍以上に増加している。その背景にあるのはスマホの普及である。2019年の3953件の検挙数のうち、スマホでの盗撮が2871件、全体の72%を占めるというから驚く。

スマホのカメラのシャッター音を消せないのは日本だけである、という話（噂？）は多くの人が聞いたことがあるのではないかなと思うが、これはどうやら本当のことらしく、本書の第2章でも触れられている。iPhoneは、さらにiOS10から日本版だけシャッター音が大きくなったそうだ。

私自身、撮影する場によってはシャッター音が無粋で嫌だな、と感じることもあるのだが、本書を読んで、「シャッター音は仕方ない（むしろ大きい方がいいのでは）」と思わざるを得なかった。本書の著者齊藤章佳氏はアジア最大規模の依存症施設である榎本クリニックで加害者の再発防止プログラムに取り組む精神保健福祉士・社会福祉士であるが、スマホ盗撮に及んだ人々にクリニックでヒアリングをしたところ、実に9割の人が無音アプリで盗撮を行っていたという。スマホを販売するキャリア側がシャッター音を消せないようにしているのに無音アプリというものが存在すること自体解せないが、無音アプリの存在を知ったことで「自分も盗撮できるのでは」と犯行のきっかけになっている。



盗撮を やめられない男たち

齊藤章佳著
扶桑社
定価 1760 円（税込）

冒頭で盗撮罪制定を求める署名を見かけたことを書いたが、現状、盗撮を取り締まる法律は存在しない。各都道府県が制定する迷惑防止条例で規制されているが、全国で統一された基準がなく、「公共の場」での盗撮しか規制していない自治体では、例えば私有地である会社の更衣室での盗撮は罪に問うことができない等の問題があるという。そのため、著作権法違反や名誉毀損など別の罪状で逮捕されるケースもある。

この10年で検挙数が倍増していることを考えても、一刻も早く盗撮罪を制定すべきだろうと思うが、本書終盤に収められている、盗撮罪法制化に取り組む弁護士・上谷さくら氏との対談を読むと、それもそう簡単ではないことがわかる。風景写真を撮っていて、たまたま女性のスカートが風にめくれたのが写ってしまった、海の写真に水着の女性が写り込んでしまったなどの偶然とどう線引きするのか、胸の谷間やアスリートのユニフォームなど普通に見えているものを撮影するのがなぜダメなのか……言われてみれば確かに難しい。それでも議論は少しずつ進んでいるようで、早ければ来年の国会に提出される可能性もあるようなので、動向に注目したい。

本書は、盗撮被害の実態や加害者の犯行様態、心理、治療などを詳説した、おそらく日本で初めての盗撮研究本であり、ぜひ多くの人に読んでほしい意欲作だが、一方で、本書に描かれているのは、あくまで依存症患者としての盗撮加害者が中心であることに注意が必要かと思う。

というのは、盗撮には利益目的の者も多くいると思われ、利益目的の者の方がより手口は悪質かもしれないからだ。その辺りを補完する盗撮研究も待たれるが、何より私たち一人ひとりが身近な犯罪である盗撮を許さない社会・文化を構築していくことが大切だろう。

（日本性科学連合事務局長 今福貴子）

11/14 (日)

8:50~17:30

第31回日本性機能学会学術総会・第30回日本性機能学会東部総会

The future of Sexual Health

WEB 開催

オンデマンド配信：11月15日（月）～12月15日（水）

主なプログラム

- 8:50～9:00 **開会の辞**
- 9:00～10:40 **共催シンポジウム 1 「ウイメンズヘルスと sexual health」**
 巴 ひかる（東京女子医科大学東医療センター骨盤底機能再建診療部泌尿器科）
 関口由紀（女性医療クリニック LUNA ネクストステージ）
 吉澤 剛（日本大学医学部泌尿器科学系泌尿器科学分野）
 中塚幹也（岡山大学大学院保健学研究科・岡山大学病院リプロダクションセンター）
- 10:50～11:55 **スポンサー特別講演 「動脈性 ED の未来——Percutaneous Intervention の可能性」**
 藤田 勉（札幌心臓血管クリニック）
 外山芳弘（高松赤十字病院放射線科）
- 13:20～15:00 **共催シンポジウム 2 「Sexual happiness の向上を目指して in 2021」**
 奥村敬子（公立陶生病院 泌尿器科）
 尾崎由美（東海中央病院泌尿器科）
 荒木乳根子（田園調布学園大学）
 内田洋介（医療法人玉昌会 キラメキテラスヘルスケアホスピタル）

その他のプログラム：共催セミナー 1 「日常診療におけるリムパーザの価値」、共催セミナー 2 「進行尿路上皮癌の薬物療法の現状と未来」、共催セミナー 3 「前立腺癌治療と性機能」、共催セミナー 4 「UroLift の Vision と展望」ほか。

参加費・問合せ先等

参加費・申込み方法等／詳細は、ホームページ <http://www.congre.co.jp/jssm2021/index.html>



▶▶ 11月13日（土）14:00～15:00 ライブ配信【Zoom ウェビナー・無料】◀◀

令和3年度 配偶者暴力（DV）防止講演会 配偶者暴力（DV）の本質 ～親密な関係性の中に潜む支配～

講師

山崎菊乃（特定非営利活動法人女のスペース・おん代表理事）

1997年、子供を連れて「女のスペース・おん」のシェルターに避難したことがきっかけで、2005年より同法人のスタッフとして活動を開始。2011年より現職。内閣府、北海道、札幌市のDV対策委員、審議委員等を務める。NPO法人全国女性シェルターネット共同代表・理事。DV被害者への支援に加え、女性に対する暴力に関する施策提言や、若年層へのDV予防啓発にも力を注ぐ。女性や子供に対する暴力の根絶を目指して精力的に活動している。

申込み・問合せ先等

主催／東京都生活文化局 東京ウィメンズプラザ

受講料・日時／無料、ライブ配信 11月13日（土）14:00～15:00

録画上映 11月20日（土）14:00～15:00 東京ウィメンズプラザ地下1階ホール定員50名

対象・締切／だれでも視聴可能 録画上映（託児あり）申込みは11月2日（火）まで

申込み・問合せ先など詳細は <https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/seminar/tabid/418/Default.aspx#>



すぐ授業に使える

性教育実践資料集 中学校改訂版

〈主な内容〉

- 第1章 中学校における性教育（性教育を実践するにあたって／性教育の目的と意義）
- 第2章 性教育の実践（性教育の現状と実践の課題／学習指導要領における性教育の取り扱い／性教育の指導体制／指導計画の作成／性教育実施上の留意点／家庭・地域との連携／中学校の性教育の今後に向けて）
- 第3章 指導事例（各学年における指導計画と指導の流れ／8つの1年生の指導事例／6つの2年生の指導事例／6つの3年生の指導事例／7つの個別指導事例／5つの組織の指導事例）
- 第4章 参考資料（性行動経験率／性的なことへの関心割合／自慰経験率／性的関心の経験割合の推移／性へのイメージ／性感染症報告数の推移／梅毒患者報告数の推移／HIV・エイズ感染者の動向／人工妊娠中絶実施率及び推移／用語解説）

すぐ授業に使える

性教育 実践資料集

中学校改訂版



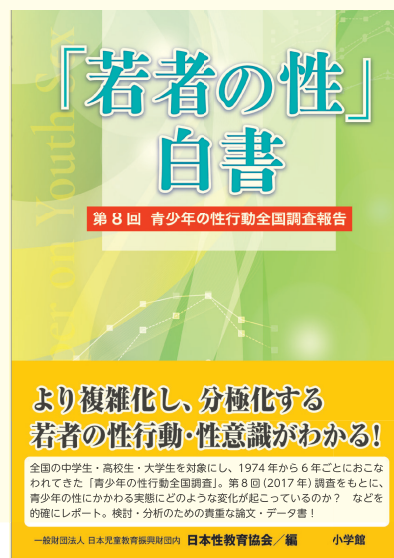
定価 2,200 円（税込） B5 判・224 ページ

「若者の性」白書

第8回 青少年の性行動全国調査報告

〈主な内容〉

- 序章 第8回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化
- 第2章 青少年の性規範・性意識からみる分極化現象
- 第3章 家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか
- 第4章 知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題
- 第5章 青少年の性行動と所属集団の性行動規範
- 第6章 青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性
- 第7章 性的被害と親密性からの／への逃避
- 第8章 青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～



定価 2,420 円（税込） A 5 判・256 ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 発行／小学館

全国の書店にて、ご購入いただけます！